

「佐倉市立公民館施設の使用許可基準」のお知らせ

令和元年6月 中央公民館長

公民館は「社会教育法」に基づき設置された社会教育施設です。
そのため使用目的、内容によっては公民館を使用できない場合がございます。

今回その判断基準となる「佐倉市立公民館施設の使用許可基準」が新たに施行されますのでお知らせいたします。

1. 基準が新しくなった理由

- ・利用者の活動内容の多様化に対応するため
- ・許可、不許可等の判断過程の透明性向上を図るため

2. 新しい基準の主な内容 ※従来の基準との変更点

- ① NPO 法人、公益社団法人、公益財団法人に関する基準を設定
(収益が発生する催事を通常の2倍の料金で使用できることとした。)
- ② 営利団体の社会貢献活動を目的内使用とすることを規定
- ③ 使用できる団体の人数を3人以上と定義
- ④ 使用を許可しないケースを明記

次に掲げる使用を許可しない

- (1) 酒宴を目的とする使用
- (2) 賭博行為、騒音を伴う行為、不潔又は不快な感情を与える行為等、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある使用
- (3) 消防法施行規則に規定する収容人員を超える使用

⑤ やむを得ず使用を取り消すケースを明記

いずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消すことができる

- (1) 公民館が公職選挙法に基づく選挙の投票・開票等の会場として使用することが決定された場合
- (2) 災害、感染症の流行等のため安全の確保が困難と判断した場合
- (3) 公民館が災害対策基本法に基づく避難所に指定された場合

※「佐倉市立公民館施設の使用許可基準」はホームページで閲覧できます。
ご不明な点がございましたら各公民館にお問い合わせください。